

第4 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

子育てをしている世帯が、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅への居住を支援するなどの取組みが必要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、中学校生徒保護者、成年者の「子育てに適した地区」の回答は、次のとおりとなっています。

【子育てに適した地区】

区分	中学生生徒保護者		成年者	
	人数	比率	人数	比率
歴史的景観地区などの西部地区	67	9.3%	22	8.6%
駅周辺などの中心市街地区	10	1.4%	6	2.4%
五稜郭公園付近などの中央部地区	209	29.1%	71	27.7%
産業道路周辺の市街地	123	17.2%	50	19.5%
上記以外の市内の地域	108	15.1%	29	11.3%
函館市以外	104	14.5%	56	21.9%
無回答	96	13.4%	22	8.6%
全体	717	100.0%	304	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「子育てに適した地区」として、「中学生生徒保護者」、「成年者」それぞれの29.1%, 27.7%が「五稜郭公園付近などの中央部地区」としていることから、中心市街地をはじめとする生活拠点およびその周辺での居住ニーズに対応した街なか居住を進めていく必要があります。

(1) ファミリー向け賃貸住宅への居住支援

【現状と課題】

旧市街地では、高地価などが要因となって、子育てに適した広さの住宅が負担能力に見合った家賃となっていないことなどから、若年層や中堅ファミリー層を中心とした世帯の郊外への流出を招いています。

このため、日常生活において利便性の高い西部地区や中央部地区の中心市街地などに立地する子育て世帯に適した賃貸住宅への入居に対する支援が求められています。

【施策の方向】

西部地区および中心市街地の定住人口の確保と活性化を促進するため、子育て世帯の賃貸住宅への入居を支援していきます。

《個別事業》

■ ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業 [都市建設部住宅課]

西部地区および中心市街地における若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、西部地区（20町）および中心市街地活性化基本計画区域を包含する区域（9町）の民間賃貸住宅に入居する中学校卒業前の児童と同居する世帯に、家賃の一部を補助しており、今後も継続していきます。

【補助件数】 平成25年度：新規15件

■ 市営住宅への優先入居の導入の検討 [都市建設部住宅課]

市営住宅においては、子育て世帯を含む多人数世帯の入居機会を拡大するため、現在供給されている住戸で3LDKや4LDKの住宅型式で、床面積が64m²以上の住宅について、3人以上の世帯に限り応募できる「優先入居」を平成21年6月から導入しています。

今後は、未就学児のいる子育て世帯を対象とした市営住宅への優先入居について検討します。

2 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安全に安心して通行することができる道路交通環境を整備することが必要です。

(1) 安全な道路交通環境の整備推進

【現状と課題】

従前より、幼稚園、保育所、小学校の周辺にスクールゾーンを設けたり、児童館などのある地域には幼児ゾーンを設定し、警戒標識の設置を行っているほか、平成26年5月には、市や警察、保護者、町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」を設立するなど、交通事故防止対策に取り組んでいます。

また、バリアフリー新法により、すべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

【施策の方向】

安全な道路交通環境の整備のために、道路等のバリアフリー化を推進するほか、スクールゾーンや幼児ゾーンの設定や通学路の安全対策を、引き続き行なっていきます。

《個別事業》

■ スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置 [市民部交通安全課]

幼児、児童の交通事故防止を目的に、幼稚園、保育所、小学校の半径500メートルをスクールゾーンとして、また、児童館および児童・幼児公園の半径100メートルを幼児ゾーンとして設定して、警戒標識を設置し、運転者の注意を喚起しており、引き続き、必要な地域の把握に努めるとともに、計画的な設置を推進していきます。

【設置数】 平成25年度：5本 → 平成31年度：5本

【スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置状況】

(単位:箇所)

区分	スクールゾーン				幼児ゾーン			合計
	小学校	幼稚園	保育所	小計	公園	児童館等	小計	
施設設置数	43	21	28	92	74	26	100	192
設置箇所数	233	28	37	298	104	43	147	445

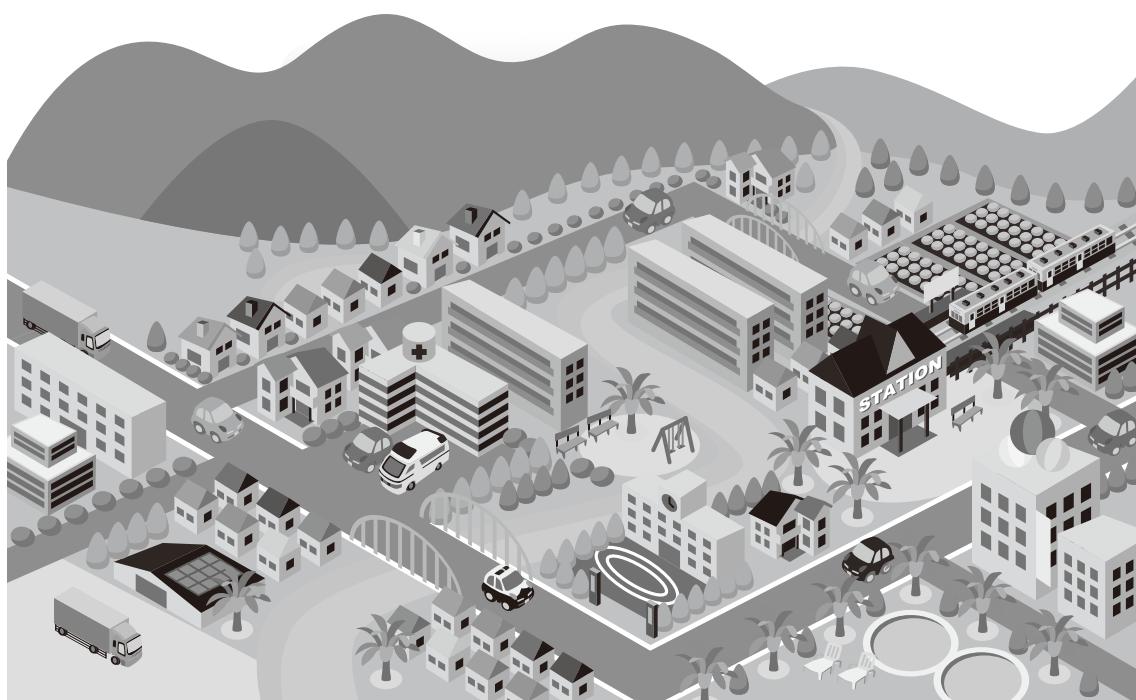
(資料：市民部交通安全課 平成26年4月現在)

■ 道路のバリアフリー化整備 [土木部道路建設課]

歩行者において主要な路線における歩道の縦断こう配、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などによりバリアフリー化を進めています。

■ 通学路の安全対策 [教育委員会学校教育部保健給食課]

市や警察、道路管理者、学校関係者、保護者、町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」において、関係機関との連携を図りながら、通学路の点検を行い、歩道の整備や防護柵の設置などのハード対策および交通規制や交通安全教育などのソフト対策を含めて、通学路の安全対策に継続して取り組んでいきます。



3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、町会、関係民間団体などの相互の連携体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

(1) 交通安全教育の推進

【現状と課題】

交通指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに、交通遊具、ゴーカート、自転車等を配備し、楽しみながら交通ルールを学ぶための交通公園を設置しているほか、交通安全パネル展を開催し、交通安全意識の向上に努めています。

また、市内の交通事故は、発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの、交通事故撲滅に向けて、引き続き、交通安全対策を推進していく必要があります。

【施策の方向】

交通安全教育指針に基づき段階的、体系的な交通安全教育に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化していきます。

《個別事業》

■ 交通安全教室の開催 [市民部交通安全課]

交通指導員による交通安全教室を計画的に実施しており、今後も継続していきます。また、併せて交通指導員の研修の機会を増やし、指導力の向上に努めます。

【教室開催回数】 平成25年度：616回 → 平成31年度：620回

■ 梁川交通公園の設置運営 [市民部交通安全課]

交通遊具をはじめとして、動力式ゴーカート、自転車等を配備し、市内の幼児・小学校児童等が、楽しみながら交通ルールを学んでおり、今後も継続していきます。

■ 交通安全パネル展の開催 [市民部交通安全課]

交通安全パネル展を開催し、事故事例の説明や事故防止対策用品を紹介するなど、交通安全意識の一層の向上を図るとともに、シートベルトやチャイルドシート装着の重要性を周知しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回

(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

【現状と課題】

これまででも、交通安全教室やパネル展を開催し、交通安全の意識向上に努めてきたところですが、チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止し、チャイルドシートの適切な装着の徹底を図るため、その使用方法や使用効果について、さらに普及・啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向】

チャイルドシート装着の重要性や正しい使用方法等の周知を図るため、保護者を対象とした交通安全教室の拡充に努めています。

《個別事業》

■ チャイルドシート安全利用の普及活動 [市民部交通安全課]

保護者を対象とした交通安全教室の開催により、チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止します。

【開催回数】 平成25年度：9回 → 平成31年度：15回

■ 交通安全パネル展の開催 [市民部交通安全課] (再掲、113頁)



4 安心して外出できる環境の整備

妊婦や子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安心して外出できるような環境整備はもとより、公共的施設のバリアフリー化、子育て家庭にやさしいトイレ等の整備などの状況についての情報提供等が求められています。

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

「函館市福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの市民が利用する公共的施設について整備基準を定め、妊婦をはじめとするすべての人が無理なく利用できるようにするほか、民間の公共的施設に対しては「福祉のまちづくり施設整備費補助制度」により整備費の一部を市が補助するなど、公共的施設のバリアフリー化の推進に取り組んでいますが、利用の促進を図るため制度のさらなる周知が必要となっています。

また、すべての人が公共的施設を安心して円滑に利用するためには、施設整備の面だけではなく、相手の気持ちになって考え、お互いに支え合う、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。

【施策の方向】

函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設の整備や「心のバリアフリー」化の推進に取り組んでいきます。

《個別事業》

■ 函館市福祉のまちづくり条例の推進 [保健福祉部地域福祉課]

「函館市福祉のまちづくり推進委員会」を開催し、各種施策について調査研究を行うとともに、病院、百貨店、ホテル、飲食店など多数の人が利用する公共的施設について、バリアフリー化に係わる整備基準の周知・普及のほか、人を思いやる心などの意識の啓発を図るため、「心のバリアフリー」化に向けた取組みとしてパネル展の開催、出前講座、広報誌などによる啓発活動を推進しています。

【委員会開催回数】 平成25年度：1回 → 平成31年度：1回

【パネル展開催回数】 平成25年度：1回 → 平成31年度：1回

■ 福祉のまちづくり施設整備費補助金 [保健福祉部地域福祉課]

既存の公共的施設について、整備基準に沿ったバリアフリー化整備を行う際に整備費用の一部を市が補助しており、より多くの人に利用してもらうため、今後も一層のPRに努めています。

■ 道路のバリアフリー化整備 [土木部道路建設課] (再掲、112頁)**(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実****【現状と課題】**

妊婦や乳幼児連れの保護者等が安心して外出できるよう、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設等に関する情報（「子育てバリアフリー情報」）の提供が求められており、現状把握に基づく適切な情報提供が必要です。

【施策の方向】

授乳やおむつ替えができる設備のほか、子育てサロンや児童館、民間施設内の子どもの遊び場など、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設について、現状を把握し、情報提供に努めています。

《個別事業》**■ 「すくすく手帳」の発行 [子ども未来部次世代育成課] (再掲、57頁)**

5 安全・安心なまちづくりの推進

全国的に子どもたちが犯罪等に巻き込まれる事件が起きており、市内においても児童・生徒が見知らぬ人から声をかけられるなどの事例もあることから、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、特に、道路や公園等においては、犯罪等の防止に配慮した整備が必要です。

また、住民の自主防犯活動を促進し、子どもを犯罪等の被害から守るため、町会や警察、学校など、地域を取り巻く関係機関による情報交換をはじめ、連携体制の整備が必要です。

(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進

【現状と課題】

夜間の交通安全を目的として、市道上で既存電柱を利用して街路灯の設置を行っているほか、町会等が設置する街路灯については、犯罪防止などの観点から、その設置費用や電灯料の一部を市が補助していますが、設備の老朽化等により維持管理費は増加傾向にあります。

【施策の方向】

市道上における交通安全のため、今後も街路灯の整備を進めるとともに、通学路等における犯罪防止等のため、町会等への設置補助や電灯料補助を継続していきます。

《個別事業》

■ 街路灯設置費補助事業 [市民部市民・男女共同参画課]

町会等が街路灯の新設、取替えをする際、費用の一部を市が補助しており、今後も継続していきます。

【新設・取替数】 平成25年度：1,490灯 → 平成31年度：2,000灯

■ 街路灯電灯料補助事業 [市民部市民・男女共同参画課]

町会等が設置する街路灯の電灯料の一部を市が補助しており、今後も継続していきます。

【補助灯数】 平成25年度：23,146灯

■ 街路灯の整備 [土木部維持課]

交通量の多い市道交差点において、街路灯設置が交通事故減少に効果的と見られる箇所に既存電柱等を活用して街路灯を設置しており、今後も継続していきます。

【新規設置数】 平成25年度：9基 → 平成31年度：8基

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

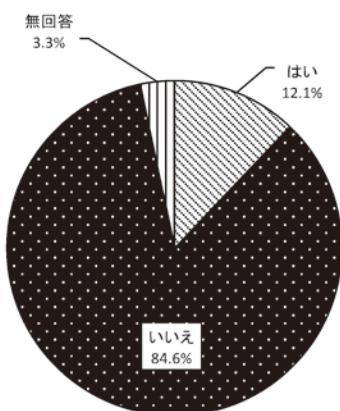
地域における各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会および函館西防犯協会に対して補助金を交付し、犯罪のない明るい社会づくりに向けた活動を支援しています。

また、子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所を確保し、逃げ込む場所を明らかにする少年・少女セーブサポート運動に取り組んでいます。

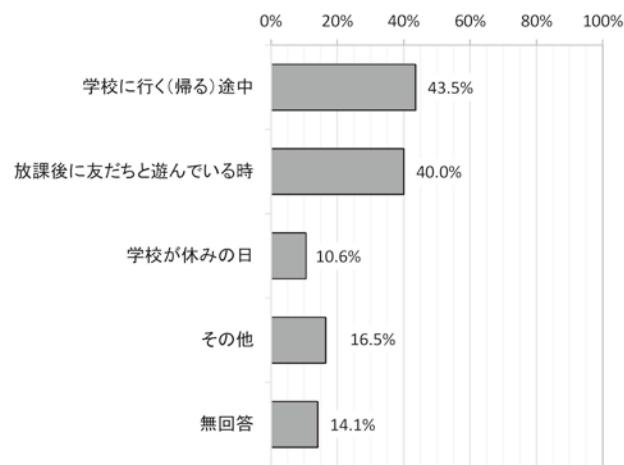
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、小学校児童・中学校生徒の「見知らぬ人に声をかけられたなどの経験」、「その時の状況」、「その時の行動」は、次のとおりとなっております。

【見知らぬ人に声をかけられたなどの経験】

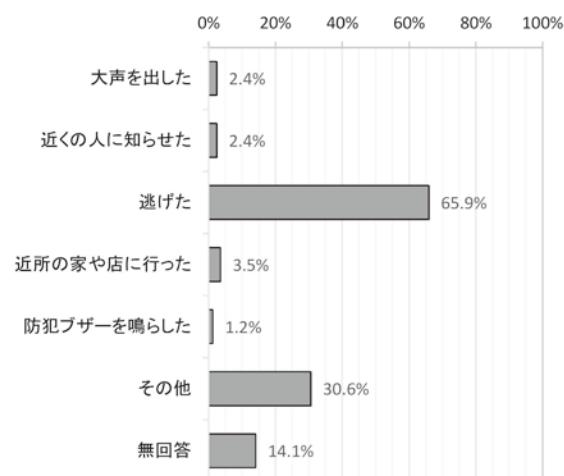
《小学校児童》



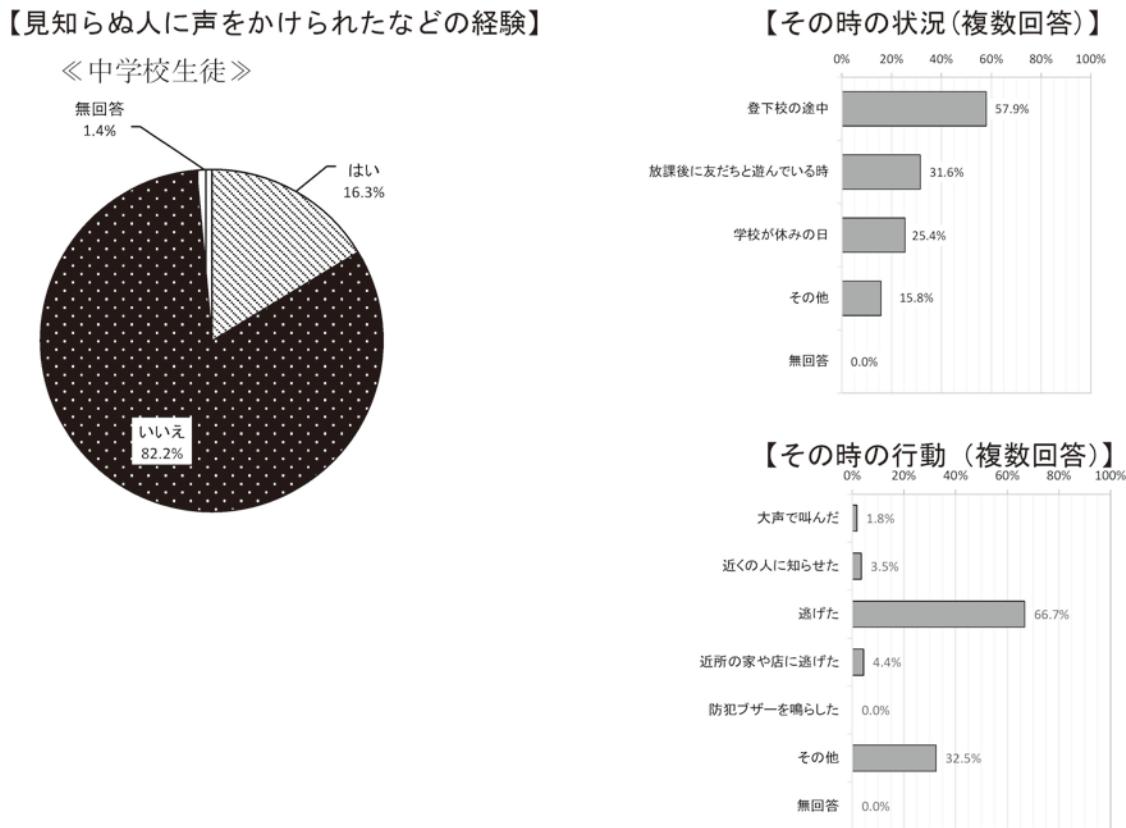
【その時の状況(複数回答)】



【その時の行動(複数回答)】



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、「見知らぬ人に声をかけられたなどの経験」では、以前に比べて減少しているものの、小学生児童は12.1%，中学生生徒は16.3%にも及んでいることから、子どもを犯罪等から守るために、地域住民による見回りなどの自主的な防犯活動を促進することが必要になってています。

【施策の方向】

防犯協会や町会との連携を強化するとともに、少年・少女セーブサポート運動の取組みを拡大していきます。

『個別事業』

■ 防犯協会補助事業 [市民部くらし安心課]

各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会、函館西防犯協会に補助金を交付しており、引き続き、活動を支援していきます。

■ 地域安全安心促進交付金助成事業 [市民部市民・男女共同参画課]

青色回転灯装備車を使用して防犯パトロールを実施している町会に対し、
経費の一部を助成しており、今後も継続していきます。

【補助台数】 平成25年度：72台 → 平成31年度：90台

■ 少年・少女セーブサポート運動 [教育委員会学校教育部教育指導課]

子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として、通学路などに面した商店や公共施設のほか、一般家庭に依頼してステッカーを貼り、逃げ込むことができる場所を周知するとともに、地域住民の子どもの安全確保に対する意識高揚を図っていきます。

